

議案第四十四号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

(港区特別区税条例の一部改正)

第一条 港区特別区税条例(昭和三十九年港区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「および」を「及び」に改め、同条第二項中「による所得税法」を「による同法」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十三条第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第十六条第五項中「本項」を「この項」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十三条第一項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第二十一条の二第一項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第二項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第二十二条第一項ただし書中「所得税法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第二十三条の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので

同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。の氏名

第二十三条の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三十五条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて、退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名

第三十五条の七中「第二条第四項ただし書」を「第二条第三項ただし書」に改める。

付則第三条の五の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改める。

付則第七条第二項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部

分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

付則第七条第三項第二号中「、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項」を「並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項」に改める。

付則第十一条第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

付則第十四条の二第四項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第二十三条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき限り、適用する。

付則第十四条の三第四項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第二十三条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき限り、適用する。

付則第十四条の三第六項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約

適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。」を削る。

付則第十七条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。
付則第十八条を削る。

（港区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 港区特別区税条例の一部を改正する条例（令和三年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第一項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者」を「扶養親族（」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

付則第二条第三項中「の規定中区民税に関する部分」を「第十一条第二項、第十五条第一号及び第二十三条の三第一項並びに付則第二条の四第一項の規定」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条の規定 公布の日
- 二 第一条中港区特別区税条例第二十三条の二の見出しの改正規定、同条第一項中第三号を

第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定、同条例第二十三条の三の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定及び同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定並びに同条例付則第三条の五の二第一項、第十一条第三項及び第十七条の改正規定並びに同条例付則第十八条を削る改正規定並びに次条第一項及び第二項の規定 令和五年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十六条第四項及び第六項、第二十一条の二第一項及び第二項、第二十二条第一項ただし書並びに第三十五条の七の改正規定並びに同条例付則第七条第二項、第十四条の二第四項並びに第十四条の三第四項及び第六項の改正規定並びに次条第三項の規定 令和六年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の港区特別区税条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第二十三条の二第一項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第二十三条の二第一項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の港区特別区税条例(次項において「旧条例」という。)第二十三条の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第二十三条の三第一項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十三条の三第一項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第二十三条の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（説明）

地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。